

●交通事例：掲載判決（全13事例）

- ・血糖値低下で判断能力低下を斟酌しても横断禁止第2車線で衝突の66歳男子の過失を45%と認めた
- ・45歳男子右上肢のCRPSは診察医師の確定診断等から9級後遺障害と認定した
- ・43歳男子の低髄液圧症候群はフラッドパッチによる症状の改善認められないと否認し、胸郭出口症候群の症状は頸椎捻挫として自賠責同様14級認定した
- ・第1衝突の約20秒後の第2衝突を共同不法行為認定し、優先道路進行中の原告の過失を10%と認めた
- ・借用B車両のタイヤ4本を自費で交換等、「日常的に使用していた」と他車運転特約非該当として保険金請求を棄却した

他8事例収録

●火災新種事例：掲載判決（全2事例）

- ・原告店舗は極めて逼迫した経済状態にあり、ヒーター吹出口前にスプレー缶を置けたのは原告以外に考え難い等、本件火災は契約者の故意認めて請求棄却した
- ・81歳男子AのY介護施設内での転倒受傷後に入院中の死亡はAを直ちに医療機関に搬送すべき義務があったとはいえずYの義務違反を否認した

全15事例収録（細目次は次ページに掲載）

新しい判例 一⑤：交通（対人・逸失利益・傷害慰謝料）・因果関係

追突された38歳男子の海外ボランティア選考不合格との因果関係を認めるが、逸失利益否認、傷害慰謝料70万円を認定した

札幌高裁：平成26年8月22日判決 事件番号：平成26年(ネ)第143号 損害賠償請求控訴(上告中)
：平成26年(ネ)第245号 同附帶控訴事件

1審 旭川地裁留萌支部：平成26年3月13日判決 事件番号：平成25年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

判決要旨

- ① 乗用車を運転中の38歳男子Xが、Y乗用車に追突され、XがEボランティアに参加できなくなり、積立金等469万円余の損害を負ったとする事案につき、XはEボランティア2次選考において、「技術審査の結果及び語学試験の結果が合格水準に達していたと認められる。さらに、Xは、他の応募者との競争の結果や要請内容との適合性を総合判断した結果においても、合格水準に達していたと認められる。したがって、本件事故によってXが頸椎捻挫となり、当時通院治療を継続していたことが、本件2次選考不合格の唯一の理由であるということができ、本件事故によるXの受傷と本件2次選考不合格との間に相当因果関係が認められる」と本件事故との因果関係を認定した。
- ② Xの逸失利益の請求につき、「本件事故による受傷がなければ、Xは2年間にわたりEボランティアとしてF国に派遣されたと推認される。そして、この場合、Xは、それまで従事していたアルバイトを辞める予定であったことから、派遣前訓練期間及び派遣期間を通じて合計249万2,800円（=5万円×2ヶ月+9万9,700円×24ヶ月）の国内積立金が支給されたと推認される。しかしながら、国内積立金は、無給休職又は無職の状態で、Eボランティアとして派遣される場合に、帰国後の生活基盤の再構築等に役立てるために支給される金員であるから、派遣期間中の給与ないしこれに準じる給付金とみることはできず、国内積立金相当額が休業損害に当たるということはできない。そして、国内積立金が海外赴任に対応した手当ないし慰労金としての性質を含するものであるとしても、Xは、予定されていた海外派遣期間中に日本国内で就労して給与収入を得ていたのであるから、Xが現に得た給与収入は国内積立金相当額から控除するのが相当であるところ…支給の見込まれた国内積立金を上回る給与収入を得ていたのであるから、休業損害は生じなかったというべきである」として、逸失利益（X主張休業損害）を否認した。
- ③ Xの受傷内容について、「Xは受傷後の平成22年7月には1度も通院治療を受けておらず、同年8月の通院治療は1回のみであることなどXの治療経過及びXは同月31日、D機構のB氏に対し、自身の症状について「肩こりがあるか無いかくらい」と説明していること、Xは本件事故後も荷物を運ぶなどの作業に従事していたことなどの諸事情を考慮すると、傷害慰謝料として70万円を認める」と認定した。

事案の概要

乗用車を運転中の38歳男子Xは、平成22年5月20日午後8時30分頃、群馬県高崎市内を

進行中、Y運転の乗用車に追突され、頸椎捻挫等を負ったため、Eボランティアの2次選考・健康診断不合格となり、積立金、休業損害等381

万 6,505 円を求めて訴えを提起した。

1 審裁判所は、Eボランティア 2 次選考不合格と本件事故との因果関係を認め、積立金・休業損害を請求の一部認容、傷害慰謝料 50 万円等認容した。

Xは、Eボランティア 2 次選考において、「技術審査の結果及び語学試験の結果が合格水準に達していたと認められる。さらに、Xは、他の応募者との競争の結果や要請内容との適合性を総合判断した結果においても、合格水準に達していたと認められる。したがって、本件事故によってXが頸椎捻挫となり、当時通院治療を継続していたことが、本件 2 次選考不合格の唯一の理由であるということができ、本件事故によるXの受傷と本件 2 次選考不合格との間に相当因果関係が認められる」と本件事故との因果関係を認定した。

逸失利益（X主張休業損害）につき、「本件事故による受傷がなければ、Xは 2 年間にわたり E ボランティアとして F 国に派遣されていたと考えられる。そして、Xが、E ボランティアとして派遣された場合、それまで従事していたアルバイトを辞める予定であったことから、派遣前訓練期間及び派遣期間を通じて合計 249 万 2,800 円（5 万円 × 2 ヶ月 + 9 万 9,700 円 × 24 ヶ月）の国内積立金が支給されたと考えられる」とし、「派遣から帰国後に生活再建のために支出をする費用を国内積立金相当額から控除した額をもって X の逸失利益と解すべきである …X の平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月までのアルバイト等の平均月収は約 10 万 725 円であること、X が有限会社 J に就職した後の平成 24 年 7 月から同年 12 月までの平均月収は約 13 万 4,883 円であることに照らすと、X が上記期間に得られたと考えられる収入は、330 万 2,010 円（10 万 725 円 × 6 ヶ月 + 13 万 4,883 円 × 20 ヶ

月）となる。また、X が、G 県内で生活していたときの生活費は月額約 10 万円であり、X が実家に戻った場合、家賃等の支出が無くなるため、生活費としては約 5 万円程度であると考えられるのであるから、上記期間の生活費としては 160 万円（10 万円 × 6 ヶ月 + 5 万円 × 20 ヶ月）となる。したがって、上記期間に X が得られたと考えられる利益は、170 万 2,010 円（330 万 2,010 円 - 160 万円）となる」として、X が「E ボランティアの派遣から帰国した後、実家に帰省することを前提に再就職等の生活再建に約 3 ヶ月を要すると考えられ、その間の生活費として 15 万円（5 万円 × 3 ヶ月）の支出が見込まれることを踏まえると、X の逸失利益は、64 万 0,790 円（249 万 2,800 円 - 170 万 2,010 円 - 15 万円）とするのが相当である」と認定した。

X の受傷内容につき、「X は受傷後の平成 22 年 7 月には 1 度も通院治療を受けておらず、同年 8 月の通院治療は 1 回のみであることなど X の治療経過及び X は同月 31 日、D 機構の B 氏に対し、自身の症状について「肩こりがあるか無いくらい」と説明していること、X は本件事故後も荷物を運ぶなどの作業に従事していたことなどの諸事情を考慮すると、傷害慰謝料として 50 万円を認める」と認定した。

X 控訴、Y 付帯控訴の 2 審は、逸失利益を否認し、傷害慰謝料を 20 万円増額して 70 万円を認容した。

逸失利益（X 主張休業損害）につき、「本件事故による受傷がなければ、X は 2 年間にわたり E ボランティアとして F 国に派遣されたと推認される。そして、この場合、X は、これまで従事していたアルバイトを辞める予定であったことから、派遣前訓練期間及び派遣期間を通じて合計 249 万 2,800 円（= 5 万円 × 2 ヶ月 + 9 万

9,700 円 ×24 ヶ月) の国内積立金が支給されたと推認される。しかしながら、国内積立金は、無給休職又は無職の状態で、Eボランティアとして派遣される場合に、帰国後の生活基盤の再構築等に役立てるために支給される金員であるから、派遣期間中の給与ないしこれに準じる給付金とみることはできず、国内積立金相当額が休業損害に当たるということはできない。そして、国内積立金が海外赴任に対応した手当ないし慰労金としての性質を包含するものであるとしても、Xは、予定されていた海外派遣期間中に日本国内で就労して給与収入を得ていたのであるから、Xが現に得た給与収入は国内積立金相当額から控除するのが相当であるところ…支給の見込まれた国内積立金を上回る給与収入を得ていたのであるから、休業損害は生じなかったというべきである」として否認した。

Check Point <実務ポイント>

乗用車を運転中に追突された男子Xは、Eボランティアの受験生であった。損害との因果関係等につき、2審裁判所は次のようにも認定している。

Xは、「国内積立金相当額から給与収入を控除するとしても、生活再建に必要な期間と考えられる2ヶ月分の実家での生活費に限られると主張する。しかしながら、Xは、Eボランティアとして派遣されなかったことにより、日本国内で現に就労して給与収入を得ていたのであるから、国内積立金の支給と日本における給与収入は両立せず、現に得た給与収入を控除するのが相当であって、Xの上記主張は理由がない。また、Xは、派遣前訓練期間中はD機構の施設に入所するため、ほとんど生活費等の支出を要せず、派遣期間中は現地生活費の支給及び住宅の提供ががあるので、国内積立金は、手つかずの

まま残ると主張する。しかしながら、現地生活費は、物価等の調査に基づき定められた、受入国の現地の人と同等程度の生活を営むに足りる必要最低限度の金額であり、住居は、原則として受入国が提供し、適当な住居の提供がない場合、別途住居費が提供されるものであるところ、Xが支給を受けるはずであった生活費等の具体的な金額やXが派遣先においてどのような生活環境にあったかは証拠上不明であることからすれば、生活費や住居費が別途支給されるというだけでは、国内積立金を手つかずのまま残せたとは認め難く、Xの上記主張は理由がない」として、「XがEボランティアとして派遣された場合に得たであろう国内積立金相当額を、休業損害ないし逸失利益としてYに請求できる旨のXの主張は理由がない」と認定した。

Reference <参考判決>

■ 就労遅延による損害が争われた事例

◇ 留年による学費、就労遅れの損害につき、「原告は、留年後も1年で卒業に必要な単位を取得できずに卒業できなかったことからすれば、留年の原因は、本件事故による欠席だけとは認め難い」として、留年と事故との相当因果関係は認められないとした

横浜地裁 平成 23 年 11 月 29 日判決
(自保ジャーナル 1867 号)

◇ 女子大学生の就職遅延損害につき、「実際に就職した場合に当初の1年間に得られる収入」が、センサス女子同学歴同年齢平均賃金を「下らないものであるか否かは明らかでない」とし、「上記平均年収の95%」を基礎収入として認定した

神戸地裁 平成 25 年 1 月 10 日判決
(自保ジャーナル 1894 号)

2 審 判 決

控訴人兼附帯被控訴人 甲野一郎
(以下「控訴人」という。)
訴訟代理人弁護士
訴訟復代理人弁護士
被控訴人兼附帯控訴人 乙山春子
(以下「被控訴人」という。)
訴訟代理人弁護士 皆川岳大

【主 文】

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 本件附帯控訴に基づき、原判決主文第1、2項を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人は、控訴人に対し、78万6,750円及びこれに対する平成22年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 3 その余の本件附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを5分し、その4を控訴人の、その余を被控訴人の各負担とする。
- 5 この判決は、第2項(1)に限り、仮に執行することができる。

【事実及び理由】

第一 当事者の求めた裁判

(本件控訴)

1 控訴人

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、381万6,505円及びこれに対する平成22年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。
(本件附帯控訴)
 - 1 被控訴人
 - (1) 原判決主文第1、2項を次のとおり変更する。
 - (2) 被控訴人は、控訴人に対し、46万6,750円及びこれに対する平成22年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (3) 控訴人のその余の請求を棄却する。
 - (4) 訴訟費用は、第1、2審とも控訴人の負担とする。
 - 2 控訴人
 - (1) 本件附帯控訴を棄却する。
 - (2) 附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。

第二 事案の概要

1 本件は、控訴人が、控訴人と被控訴人との間で発生した交通事故(以下「本件事故」という。)について、本件事故は、被控訴人の一方的過失により発生したものであり、その結果、控訴人はEボランティアに参加できなくなり、国内積立金の支給を得られない等の損害を被ったと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づく人損及び物損の損害賠償請求として、496万3,420円及びこれに対する不法行為日(本件事故日)である平成22年5月20日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、本件事故は、被控訴人の一方的過失により発生したものであり、その結果、控訴人はEボランティアに参加できなくなり、これによる損害として64万0,790円の逸失利益(控訴人の主張する休業損害)が認められるなどと判断して、控訴人の請求を126万7,540円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却した。

そこで、控訴人が、381万6,505円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度に請求を減縮するとともに、減縮後の請求に係る敗訴部分を不服として控訴した。他方、被控訴人は、敗訴部分のうち逸失利益等80万0,790円及びこれに対する遅延損害金を認容した部分を不服として附帯控訴した。

したがって、当審における審理判断の対象は、
①本件事故による控訴人の受傷とEボランティア
2次選考(本件2次選考)不合格との因果関係、
②休業損害239万2,800円の請求の当否、③傷害
慰謝料請求の当否、④弁護士費用請求の当否である。

2 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決書「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要等」の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決書2頁5行目の「2」を「1」と改める。

(2) 原判決書2頁13行目の「国道を時速約50キロドル」を「本件事故発生場所の国道c号線をd方面からe方面に向け時速約50キロドルの速度」と改める。

(3) 原判決書2頁18行目の「追突さる」を「追突させる」と改める。

(4) 原判決書3頁3行目の「26日」を「25日」と改める。

(5) 原判決書3頁21行目の「合格したが」から22行目の「となった」までを「合格し、同年7月14日、2次選考(以下「本件2次選考」という。)を受験したが、同年8月10日付けて不合格となった」と改める。

(6) 原判決書3頁23行目の「3」を「2」と、26行目の「4」を「3」とそれぞれ改める。

(7) 原判決書4頁21行目の「249万2,800円」

を「239万2,800円」と改める。

(8) 原判決書5頁6行目の「が損害となる」を「から再就職に必要な期間と考えられる2ヶ月分の実家での生活費10万円を控除した額である239万2,800円が損害となる。なお、控訴人が日本国内での就労によって得ることが可能であった利益は、派遣から帰国した後の生活再建のために支出をする費用とは無関係であるから、国内積立金相当額から控除することはできない。」と改める。

(9) 原判決書5頁7行目の冒頭から6頁1行目の末尾までを削る。

(10) 原判決書6頁2行目の「オ」を「イ」と改める。

(11) 原判決書6頁2行目の「343万5,450円」を「249万2,800円」と改める。

(12) 原判決書6頁3行目の冒頭から7行目の末尾までを次のとおり改める。

「控訴人は、本件2次選考に不合格となったことにより、それまでの準備や努力が報われず、将来の予定が大幅に狂うという不利益を被っていることからすれば、控訴人の逸失利益が国内積立金に満たない範囲でしか認められない場合には、慰謝料の補完的作用による加算を行い、国内積立金相当額である249万2,800円までの傷害慰謝料が認められるべきである。」

(13) 原判決書6頁8行目の「カ」を「ウ」と、「45万1,220円」を「34万6,955円」とそれぞれ改める。

(14) 原判決書6頁17行目の冒頭から24行目の末尾までを削る。

(15) 原判決書6頁25行目の「オ」を「イ」と、26行目の「カ」を「ウ」とそれぞれ改める。

第三 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は、78万6,750

円及びこれに対する平成 22 年 5 月 20 日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるので認容し、その余の請求は理由がないので棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決書「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」の 1 ないし 4 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決書 7 頁 8 行目の末尾に続けて「なお、控訴人は、同年 6 月当時、本件事故による受傷のため、C クリニックに週 1 回程度通院していた。」を加える。

(2) 原判決書 8 頁 22 行目の冒頭から 26 行目の末尾までを削る。

(3) 原判決書 9 頁 1 行目の「毎月の生活費」を「G 県に居住していた当時の毎月の生活費」と改める。

(4) 原判決書 10 頁 15 行目の冒頭から 11 頁 23 行目の末尾までを次のとおり改める。

「(4) 逸失利益 (控訴人の主張する「休業損害」) 0 円

ア 前示のとおり、本件事故による受傷がなければ、控訴人は 2 年間にわたり E ボランティアとして F 国に派遣されたと推認される。そして、この場合、控訴人は、それまで従事していたアルバイトを辞める予定であったことから、派遣前訓練期間及び派遣期間を通じて合計 249 万 2,800 円 (= 5 万円 × 2 ヶ月 + 9 万 9,700 円 × 24 ヶ月) の国内積立金が支給されたと推認される。

しかしながら、前示のとおり、国内積立金は、無給休職又は無職の状態で、E ボランティアとして派遣される場合に、帰国後の生活基盤の再構築等に役立てるために支給される金員であるから、派遣期間中の給与ないしこれに準じる給付金とみることはできず、国内積立金相当額が休業損害に当たるということはできない。そして、国内積立

金が海外赴任に対応した手当ないし慰労金としての性質を包含するものであるとしても、控訴人は、予定されていた海外派遣期間中に日本国内で就労して給与収入を得ていたのであるから、控訴人が現に得た給与収入は国内積立金相当額から控除するのが相当であるところ、前示のとおり、控訴人は、平成 22 年 10 月及び 11 月に 14 万 5,833 円、同年 12 月から平成 24 年 6 月までに 185 万 3,920 円、同年 7 月から 11 月までに 65 万 2,290 円の給与収入を得ていたのであって、支給の見込まれた国内積立金を上回る給与収入を得ていたのであるから、休業損害は生じなかったというべきである。

イ これに対し、控訴人は、国内積立金相当額から給与収入を控除するとしても、生活再建に必要な期間と考えられる 2 ヶ月分の実家での生活費に限られると主張する。

しかしながら、控訴人は、E ボランティアとして派遣されなかつたことにより、日本国内で現に就労して給与収入を得ていたのであるから、国内積立金の支給と日本における給与収入は両立せず、現に得た給与収入を控除するのが相当であつて、控訴人の上記主張は理由がない。

また、控訴人は、派遣前訓練期間中は D 機構の施設に入所するため、ほとんど生活費等の支出を要せず、派遣期間中は現地生活費の支給及び住宅の提供がされるので、国内積立金は、手つかずのまま残ると主張する。

しかしながら、前示のとおり、現地生活費は、物価等の調査に基づき定められた、受入国の現地の人と同等程度の生活を営むに足りる必要最低限度の金額であり、住居は、原則として受入国が提供し、適当な住居の提供がない場合、別途住居費が提供されるものであるところ、控訴人が支給を受けるはずであった生活費等の具体的な金額や控訴人が派遣先においてどのような生活環境にあつたかは証拠上不明であることからすれば、生活費

や住居費が別途支給されるというだけでは、国内積立金を手つかずのまま残せたとは認め難く、控訴人の上記主張は理由がない。

ウ したがって、控訴人がEボランティアとして派遣された場合に得たであろう国内積立金相当額を、休業損害ないし逸失利益として被控訴人に請求できる旨の控訴人の主張は理由がない。」

(5) 原判決書 11 頁 24 行目の冒頭から 12 頁 10 行目の末尾までを削る。

(6) 原判決書 12 頁 11 行目の「(7)」を「(5)」と改め、「50 万円」を「70 万円」と改める。

(7) 原判決書 12 頁 13 行目の「1回のみであること」を「1回のみであり、平成 22 年 5 月 31 日から平成 23 年 1 月 29 日までのCクリニックへの通院実日数は 25 日にとどまること」と改める。

(8) 原判決書 12 頁 16 行目の「従事していたこと」の次に「のほか、本件事故による受傷により平成 22 年 5 月に応募したEボランティアへの参加が本件 2 次選考に不合格となりできなくなったこと」を加え、17 行目の「50 万円」を「70 万円」と改める。

(9) 原判決書 12 頁 18 行目の冒頭から 22 行目の末尾までを次のとおり改める。

「 なお、控訴人は、仮に、控訴人の逸失利益が国内積立金に満たない範囲でしか認められない場合には、慰謝料の補完的作用による加算を行い、国内積立金相当額である 249 万 2,800 円までの傷害慰謝料が認められるべきであると主張する。しかしながら、控訴人が本件事故による受傷により本件 2 次選考に不合格となったとしても、上記 70 万円を超える傷害慰謝料が認められるべき事情は見出せないから、控訴人の上記主張は採用できない。」

(10) 原判決書 12 頁 23 行目の「(8)」を「(6)」と、「177 万 1,488 円」を「133 万 0,698 円」とそれぞれ改める。

(11) 原判決書 12 頁 24 行目の「(9)」を「(7)」と、「115 万 7,540 円」を「71 万 6,750 円」とそれぞれ改める。

(12) 原判決書 12 頁 25 行目の「177 万 1,488 円」を「133 万 0,698 円」と、13 頁 1 行目の「115 万 7,540 円」を「71 万 6,750 円」とそれぞれ改める。

(13) 原判決書 13 頁 2 行目の「(10)」を「(8)」と改める。

(14) 原判決書 13 頁 2 行目及び 4 行目の「11 万円」をいずれも「7 万円」と改める。

(15) 原判決書 13 頁 7 行目の「126 万 7,540 円」から 10 行目の末尾までを次のとおり改める。

「78 万 6,750 円及びこれに対する不法行為日(本件事故日)である平成 22 年 5 月 20 日から支払済みまで民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないので棄却すべきである。」

2 よって、以上と異なる原判決は一部相当でなく、本件附帯控訴は一部理由があるから、原判決を主文掲記のとおり変更し、その余の本件附帯控訴及び本件控訴はいずれも理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日 平成 26 年 6 月 13 日)

札幌高等裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官 山崎 勉

裁判官 馬場純夫

裁判官 古河謙一

■ 1 審 判 決

原告

甲野一郎

同訴訟代理人弁護士

被告

乙山春子

同訴訟代理人弁護士

皆川岳大

【主 文】

- 1 被告は、原告に対し、126万7,540円及びこれに対する平成22年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が100万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

【事実及び理由】

第一 請求の趣旨

被告は、原告に対し、496万3,420円及びこれに対する平成22年5月20日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、片側3車線の道路の第2車線を走行していた原告運転車両(以下「原告車両」という。)に、同車線を同方向に進行していた被告運転車両(以下「被告車両」という。)が後方から追突して発生した交通事故(以下「本件事故」という。)に関し、原告が、被告に対し、民法709条に基づき損害賠償金及びこれに対する本件事故発生日からの遅延損害金等の支払を求める事案である。

2 前提となる事実(争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 本件事故の発生

ア 発生日時 平成22年5月20日午後8時
30分ころ

イ 発生場所 群馬県高崎市<地番略>

ウ 原告車両 普通乗用自動車 ナンバー略

エ 被告車両 普通乗用自動車 ナンバー略

(2) 事故態様

原告車両が、国道を時速約50キロで直進走行していたところ、原告車両の後方を走行していた被告車両が、原告車両に追突した。

(3) 責任原因

被告は、被告車両を運転し道路を直進するにあたり、前方の状況を注視しながら走行すべき注意義務を負っていたところ、かかる義務を怠った過失により、被告車両をその前方を走行していた原告車両に追突する本件事故を発生させたものであるから、民法709条に基づき、本件事故により原告に生じた損害を賠償すべき責任を負う。

(4) 本件事故による原告の通院経過及び費用

原告は、本件事故により、次のとおり病院に通院し、治療費合計34万5,948円及び通院費合計7,800円を支出した。

ア B病院

通院日 平成22年5月22日

傷病名 頸椎捻挫

イ Cクリニック

通院期間 平成22年5月31日から平成23年1月29日(実日数26日)

傷病名 頸椎捻挫、背部打撲傷、左肘関節部打撲傷、両膝関節打撲傷

(5) 本件事故による物的損害

原告は、本件事故により、以下のとおり損害を被るとともに、各費用を支出した。

ア 全損時価額	24万7,000円
イ レッカーダイ	2万1,000円
ウ 新規購入車両の車庫証明書	1,050円
エ 印鑑証明書	300円
オ 損壊した積載物(インバーター)の時価 相当額	7,600円

(6) 損害の填補

原告は、本件事故に関し、以下の損害の填補を受けた。

ア 治療費	34万5,948円
イ 全損時価額	24万7,000円
ウ レッカーダ	2万1,000円
(7) 独立行政法人D機構（以下「D機構」という。）の受験	

原告は、平成22年5月、D機構のEボランティア（派遣国、F国、職種、コンピュータ技術）に応募し、同年6月、1次選考に合格したが、同年8月、2次選考（以下「本件2次選考」という。）で不合格となった。

3 争点

(1) 本件事故による原告の受傷と本件2次選考不合格との因果関係

(2) 本件事故により原告に生じた損害

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について（本件事故による原告の受傷と本件2次選考不合格との因果関係）

（原告の主張）

原告は、技術や語学力等の要素は上記Eボランティアの合格基準に達していたにもかかわらず、平成22年8月、D機構から「健康」を理由に本件2次選考で不合格となった。原告は、不合格理由である「健康」についてD機構の担当者に問い合わせたところ、本件事故により通院中であることが唯一の理由であるとの回答がなされた。したがって、本件事故による原告の受傷と本件2次選考不合格との間には因果関係が認められる。

（被告の主張）

原告が応募した平成22年のEボランティアの合格率は、わずか約26.7%と極めて低く、さらに、当時、原告の職業はパート・アルバイトであったところ、同職種の合格者の割合は、わずか7%に過ぎない。そして、本件2次選考の結果通知における「不合格理由」は、「2次健康」と記載されているが、それが唯一の理由であるということはできないし、原告が、D機構に不合格理由を問い合わせ

させた際に述べられたことも、当該職員の私見に過ぎない。結局、本件事故による原告の受傷と本件2次選考の不合格との間に相当因果関係はない。

(2) 争点(2)について（本件事故により原告に生じた損害）

（原告の主張）

ア 休業損害	249万2,800円
--------	------------

無職あるいは退職してEボランティアに参加する場合、現職参加だが派遣期間中は無給となる場合、国内積立金として、派遣前訓練期間中は月額5万円、派遣期間中は月額9万9,700円が支給される。そして、派遣前訓練期間中はD機構の施設に入所するため生活費及び住居費は不要となり、派遣期間中は現地で生活費及び住居費が別途支払われる。その結果、原告が、本件2次選考に合格し、現地に赴任した場合、国内積立金相当額の貯蓄をすることが可能であった。また、原告は、本件2次選考に不合格となった後、アルバイト等による収入があったが、ほぼ全額を生活費及び住居費に費消した。したがって、国内積立金相当額に当たる249万2,800円（5万円×訓練期間2ヶ月+9万9,700円×赴任期間24ヶ月）が損害となる。

イ 賃料及び保険料	83万6,250円
-----------	-----------

原告は、平成22年10月6日からEボランティアの派遣前訓練が開始することから、同年9月中に、それまで居住していたG県a市内のアパートを退去する予定であった。しかしながら、本件2次選考に不合格となつたため、G県内にとどまらざるを得なくなり、同年10月から平成24年6月までの間、以下の計算のとおり、合計83万6,250円の賃料及び保険料を負担することになった。

平成22年10月から平成23年7月まで

賃料	50万円（月額5万円×10ヶ月）
----	------------------

住宅・家財保険料	
----------	--

6,250円（月額625円×10ヶ月）	
---------------------	--

平成 23 年 8 月から平成 24 年 6 月まで

賃料 33 万円(月額 3 万円 ×11 ヶ月)

ウ 倉庫使用料 9 万 4,500 円

前項と同様、原告は、平成 22 年 10 月から平成 23 年 7 月までの間、仕事に関連する物品等を収納するため、a 市内に倉庫を貸借せざるを得なくなり、合計 9 万 4,500 円 (9,450 円 ×10 ヶ月) を負担することとなった。

エ 健康診断費用 1 万 1,900 円

原告は、E ボランティアに応募するために健康診断を受診したが、本件事故によって本件 2 次選考に不合格となり、同受診料 1 万 1,900 円が無駄となつた。

オ 傷害慰謝料

106 万円 (予備的主張として 343 万 5,450 円)

仮に、原告の主張する休業損害及び積極損害が認められない場合でも、原告は、これまで E ボランティアの海外赴任に向けて準備をしていたところ、本件事故により将来設計が大きく狂うことになったのであるから、原告の主張する休業損害及び積極損害と同額の 343 万 5,450 円の慰謝料が認められるべきである。

カ 弁護士費用 45 万 1,220 円
(被告の主張)

ア 原告は、本件事故後も仕事 (ホームセンターでのアルバイト) を休業しておらず、本来的な意味での休業損害は発生していない。また、原告の主張する国内積立金相当額の損害が、消極損害としての逸失利益を指すと考えたとしても、逸失利益自体は、労働能力が低下することを前提に、その現実の収入の減少を填補するものである以上、本件事故によってアルバイトをやめなければならなかつたわけではない原告については、逸失利益が生じていないことも明らかである。

イ 原告が実際に居住していた住居の賃料等が本件事故と相当因果関係を有する積極損害とし

て認められることにはなり得ない。そもそも、居住の対価としての賃料等は損害といふこともできない。

ウ 倉庫使用料についても、前項と同様、本件事故と相当因果関係のある積極損害とはいえない。

エ 健康診断費用は、本件事故以前である平成 22 年 4 月 28 日に支出していたものであり、また、E ボランティアへの 1 次選考に応募するために必要な経費であることから、本件事故による積極損害として認められない。

オ 傷害慰謝料については争う。

カ 弁護士費用については争う。

第三 当裁判所の判断

1 前記前提となる事実、証拠 (略) 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1) 原告は、本件 2 次選考に関して、D 機構から平成 22 年 8 月 10 日付け「E ボランティア 2 次選考結果通知」を受領した。同通知には、不合格の理由として、「2 次健康」と記載されており、同趣旨について、「健康診断の結果が合格レベルに達していなかつたため」との説明が付記されていた。

(2) 原告は、D 機構から送付された書面に従い、平成 22 年 8 月 31 日、上記不合格理由について D 機構に電話で問い合わせた。原告の問い合わせに対し、同機構の H センターの丙川氏は、原告が「頸椎捻挫」で「週 1 回」通院している事實を挙げた上で、不合格の理由は「交通事故後の今通院」だけであること、その他については、原告の健康状態で問題のあるところは今回の健康診断ではなかつたこと、診察書に書かれた肝機能障害については「問題ない」ことなどを説明した。

(3) また、原告は、平成 25 年 8 月 28 日、D 機構の E ボランティア事務局募集課に対し、本件

2 次選考結果について、技術審査の結果は「合格」、健康診断の結果は「不合格」、語学試験の結果は「合格」、他の応募者との競争の結果、あるいは要請内容との適合性を総合的に検討した結果は「合格」と理解してよいか電子メールで問い合わせた。これに対し、D 機構の E ボランティア事務局は、同年 9 月 4 日、原告の解釈のとおりとなる旨回答した。

(4) E ボランティアに合格した場合、65 日間の派遣前訓練（D 機構の施設に入所する。）を経て、原則 2 年間、受入国に派遣される。E ボランティアとして派遣されるに当たっては、現地生活費（物価等の調査に基づき定められた、受入国の現地の人と同等程度の生活を営むに足りる必要最低限度の金額）、住居費（原則として、住居は受入国が提供することとなっているが、適当な住居の提供がない場合、現地生活費とは別に住居費が提供される。）、往復渡航費（日本と受入国との往復に係る赴帰任時の旅費）、国内積立金（無給休職又は無職の状態で派遣される場合、帰国後の生活基盤の再構築等に役立てるため、派遣前訓練期間中は月額 5 万円、派遣期間中は月額 9 万 9,700 円が支給される。）等が支給される。

なお、原告は、E ボランティアに合格した際は、それまで働いていたアルバイトをやめる予定であった（原告本人）。

(5) 原告は、本件 2 次選考に不合格となった後、平成 24 年 6 月までの間、G 県内に居住しながらアルバイト等をし、平成 22 年 10 月には 6 万 9,385 円、同年 11 月には 7 万 6,448 円、同年 12 月には 6 万 5,937 円、平成 23 年 1 月には 5 万 7,329 円、同年 2 月には 14 万 9,109 円、同年 3 月には 7 万 6,642 円、同年 4 月には 12 万 9,584 円、同年 5 月には 15 万 4,358 円、同年 6 月には 10 万 5,478 円、同年 7 月には 9 万 8,768 円、同年 8 月には 11 万 8,018 円、同年 9 月には 10 万 7,639 円、同年 10

月には 11 万 2,445 円、同年 11 月には 4 万 8,218 円、平成 24 年 2 月には 3 万 7,122 円、同年 3 月には 10 万 6,023 円、同年 4 月には 11 万 3,993 円、同年 5 月には 17 万 1,628 円、同年 6 月には 20 万 1,629 円の収入を得た。なお、原告は、平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月にかけて b 町の実家に戻っていたため、収入はなかった（原告本人）。

また、原告は、上記期間、家賃及び保険料として合計 83 万 6,250 円【平成 22 年 10 月から平成 23 年 7 月まで、家賃月額 50 万円（5 万円 ×10 ヶ月）、住宅・家財保険料月額 6,250 円（625 円 ×10 ヶ月）。平成 23 年 8 月から平成 24 年 6 月まで、家賃月額 33 万円（3 万円 ×11 ヶ月）。】、倉庫使用料 9 万 4,500 円（9,450 円 ×10 ヶ月）を支出した。

なお、原告の毎月の生活費は約 10 万円程度であった（原告本人）。

(6) 原告は、実家の事情により、平成 24 年初旬ころから、実家のある b 町付近で仕事を探し始め、同年 6 月 30 日に実家に転居するとともに、有限会社 J に就職した。そして、原告は、同年 7 月にはアルバイト代と併せて合計 13 万 2,604 円（うち給与は 10 万 2,007 円）、同年 8 月には 12 万 6,974 円、同年 9 月には 12 万 8,699 円、同年 10 月には 13 万 5,314 円、同年 11 月には 12 万 8,699 円、同年 12 月には 18 万 7,606 円の収入を得た（原告本人）。

(7) 原告は、平成 22 年 5 月 31 日から平成 23 年 1 月 29 日までの間、C クリニックに通院し（平成 22 年 5 月は 1 回、同年 6 月は 5 回、同年 7 月は 0 回、同年 8 月は 1 回、同年 9 月は 3 回、同年 10 月は 4 回、同年 11 月は 3 回、同年 12 月は 4 回、平成 23 年 1 月は 4 回。）、物理療法や湿布処置等の治療を受け、平成 23 年 1 月時点では、「疼痛は徐々に軽減してきている」と診断された。また、原告は、平成 22 年 10 月 27 日、K 病院で MRI 画像診断を受けたが、特に異常は認められなかった（原告

本人)。

なお、原告は、平成22年8月31日、D機構のHセンターの丙川氏に対し、症状について、「そんなに重たいものじゃない」、「肩こりがあるか無いかくらい」、「日常生活に問題はない」などと説明していた。また、原告は、ホームセンターのアルバイトでは、荷物を運ぶなどの作業も行っていた(原告本人)。

2 爭点(1)について(本件事故による原告の受傷と本件2次選考不合格との因果関係)

前記認定事実によれば、原告は、本件2次選考において、技術審査の結果及び語学試験の結果が合格水準に達していたと認められる。さらに、原告は、他の応募者との競争の結果や要請内容との適合性を総合判断した結果においても、合格水準に達していたと認められる。したがって、本件事故によって原告が頸椎捻挫となり、当時通院治療を継続していたことが、本件2次選考不合格の唯一の理由であるということができ、本件事故による原告の受傷と本件2次選考不合格との間に相当因果関係が認められる。

3 爭点(2)について(本件事故により原告に生じた損害)

(1) 治療費	34万5,948円
(2) 通院費	7,800円
(3) 物的損害及びその他の費用	
ア 全損時価額	24万7,000円
イ レッカーデ	2万1,000円
ウ 新規購入車両の車庫証明書	1,050円
エ 印鑑証明書	300円
オ 損壊した積載物(インバーター)の時価 相当額	7,600円
(4) 逸失利益(原告の主張する「休業損害」)	64万0,790円

前記のとおり、本件事故による受傷がなければ、原告は2年間にわたりEボランティアとしてF国

に派遣されていたと考えられる。そして、原告が、Eボランティアとして派遣された場合、それまで従事していたアルバイトを辞める予定であったことから、派遣前訓練期間及び派遣期間を通じて合計249万2,800円(5万円×2ヶ月+9万9,700円×24ヶ月)の国内積立金が支給されたと考えられる。ところで、派遣前訓練期間はD機構の施設に入所するため、ほとんど生活費等の支出を要しないとともに、派遣国への往復渡航費も支給され、派遣期間中は現地生活費の支給及び住宅の提供(住宅の提供がない場合は住宅費の支給)がされることに照らすと、上記国内積立金合計249万2,800円は原則として手つかずのまま全額積み立てられるものと考えられる。

もっとも、以下に述べるとおり、同金額全てを逸失利益と解するのは相当ではない。すなわち、原告は、派遣前訓練期間(約2ヶ月)及び派遣期間(約24ヶ月)に相当する期間、就労が可能であったのであるから、当該就労によって得ることが可能であった利益及び派遣から帰国後に生活再建のために支出を要する費用を上記国内積立金相当額から控除した額をもって原告の逸失利益と解すべきである。そして、原告がb町付近の就職先を見つけるまでに約6ヶ月を要していること、原告の平成22年10月から平成23年9月までのアルバイト等の平均月収は約10万725円であること、原告が有限会社Jに就職した後の平成24年7月から同年12月までの平均月収は約13万4,883円であることに照らすと、原告が上記期間に得られたと考えられる収入は、330万2,010円(10万725円×6ヶ月+13万4,883円×20ヶ月)となる。また、原告が、G県内で生活していたときの生活費は月額約10万円であり、原告がb町の実家に戻った場合、家賃等の支出が無くなるため、生活費としては約5万円程度であると考えられるのであるから、上記期間の生活費としては160万円(10万円

× 6 ヶ月 + 5 万円 × 20 ヶ月) となる。したがって、上記期間に原告が得られたと考えられる利益は、170 万 2,010 円 (330 万 2,010 円 - 160 万円) となる。

以上を前提に、原告が E ボランティアの派遣から帰国した後、b 町の実家に帰省することを前提に再就職等の生活再建に約 3 ヶ月を要すると考えられ、その間の生活費として 15 万円 (5 万円 × 3 ヶ月) の支出が見込まれることを踏まえると、原告の逸失利益は、64 万 0,790 円 (249 万 2,800 円 - 170 万 2,010 円 - 15 万円) とするのが相当である。

(5) 賃料、保険料及び倉庫使用料 0 円

原告は、派遣前訓練期間及び派遣期間に相当する期間に支出した賃料、保険料及び倉庫使用料相当額を損害として主張する。しかしながら、原告は、本件 2 次選考に合格していれば、借家や倉庫の契約を終了する予定であったのであり、また、本件 2 次選考に不合格となったとしても、同各契約を終了させて b 町内の実家に戻ることも可能であつたし、そうすることに特段の支障もなかったことを考慮すると、原告の主張する賃料等の支出は、本件事故により当然に発生するものとはいえず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(6) 健康診断費用 0 円

原告が、E ボランティアに応募するために支出した健康診断費用は、本件事故以前に支出されたものであり、本件事故との相当因果関係は認められない。

(7) 傷害慰謝料 50 万円

原告の受傷内容、原告は受傷後の平成 22 年 7 月には 1 度も通院治療を受けておらず、同年 8 月の通院治療は 1 回のみであることなど原告の治療経過及び原告は同月 31 日、D 機構の丙川氏に対し、自身の症状について「肩こりがあるか無いかくらい」

と説明していること、原告は本件事故後も荷物を運ぶなどの作業に従事していたことなどの諸事情を考慮すると、傷害慰謝料として 50 万円を認めるのが相当である。

なお、原告は、これまで E ボランティアの海外赴任に向けて準備をしていたところ、本件事故により将来設計が大きく狂ったとして、原告の主張する休業損害及び積極損害と同額の 343 万 5,450 円の慰謝料が認められるべきとも主張する。しかしながら、原告の主張する損害と本件事故との因果関係は抽象的であり、上記原告の主張を採用することはできない。

(8) 原告の損害の小計 177 万 1,488 円

(9) 最終の損害残元本 115 万 7,540 円

177 万 1,488 円から、損害が填補された治療費 34 万 5,948 円、全損時価額 24 万 7,000 円、レッカ一代 2 万 1,000 円を控除すると、最終の損害残元本は 115 万 7,540 円となる。

(10) 弁護士費用 11 万円

本件事案の内容、審理の経過、認容額その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件事故と相当因果関係がある弁護士費用として 11 万円を認めるのが相当である。

4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、126 万 7,540 円及びこれに対する平成 22 年 5 月 20 日（本件事故の発生日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

（口頭弁論終結日 平成 26 年 2 月 14 日）

旭川地方裁判所留萌支部

裁判官 岡本利彦